

平成 26 年度第 6 回

# 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会

日 時 平成 27 年 1 月 14 日（水）午後 1 時 30 分

場 所 市庁別館 8 階 研修室

## 次 第

### 1. 開会

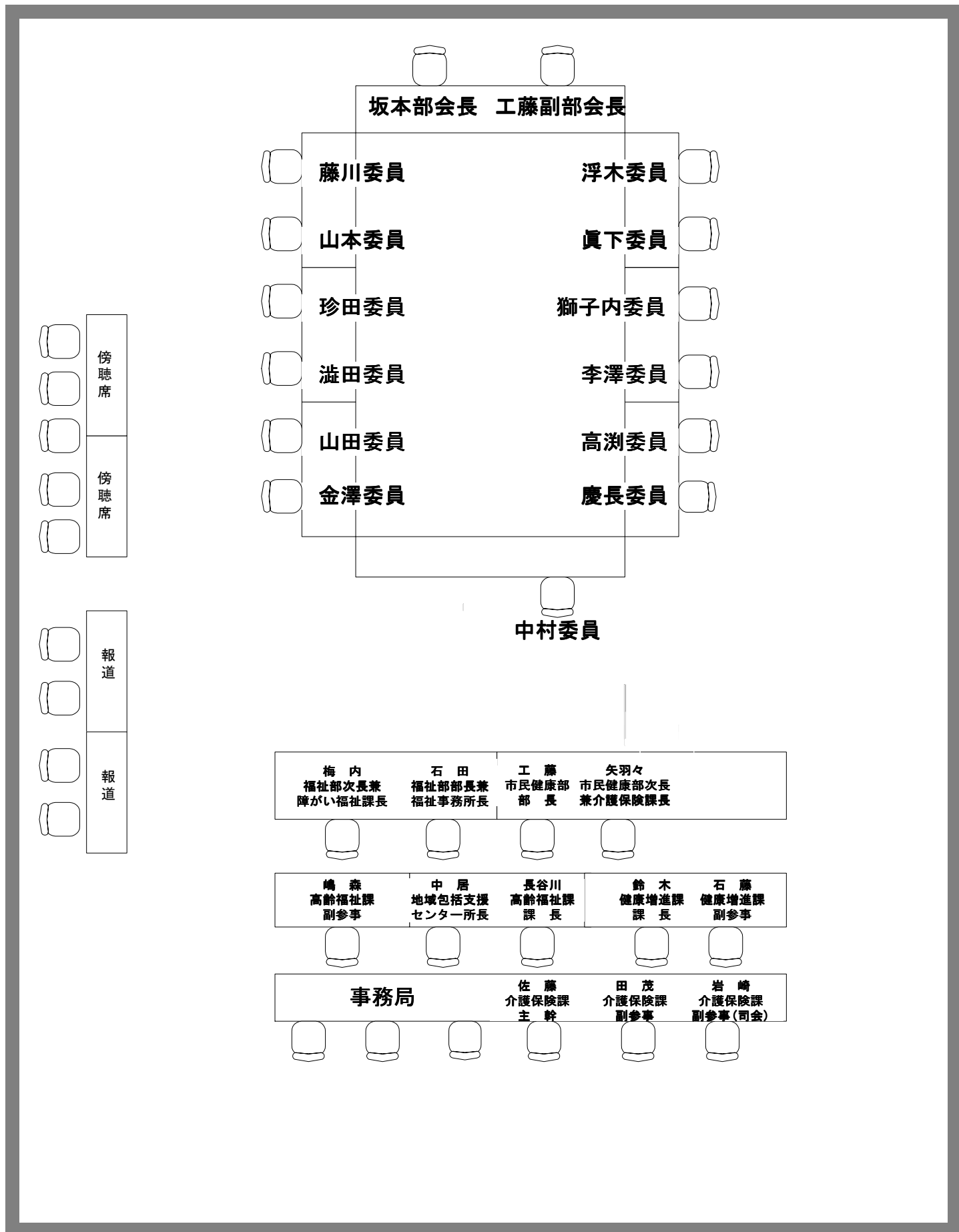
### 2. 議事

- (1) 第 6 期八戸市高齢者福祉計画について
- (2) 第 6 期計画サービス基盤整備について
- (3) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所  
指針（案）について
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

### 3. 閉会

平成26年度第6回  
八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 席図

八戸市庁 別館8階 研修室 平成27年1月14日(水)13時30分～



(1)

**第6期八戸市高齢者福祉計画について**

計画の構成案(目次)

目 次	備 考
<p><b>第1章 計画の策定について</b></p> <p>1 基本理念</p> <p>2 政策目標</p> <p>3 計画の性格・位置づけ・計画期間</p> <p>4 計画策定のための体制の整備</p> <p>5 公表と普及啓発、達成状況の点検評価</p>	
<p><b>第2章 現状の評価と今後の見通し</b></p> <p>1 高齢者(被保険者)の現状と見込み</p> <p>2 保険給付の実績把握と分析</p> <p>3 日常生活圏域とその状況</p> <p>4 平成37年度の推計と第6期の目標</p>	第6期保険料について
<p><b>第3章 施策の取り組み</b></p> <p>1 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 在宅医療・介護連携の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 認知症施策の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携</p> <p>2 各年度における介護給付等対象サービス種類ごとの量の見込み</p> <p>3 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>4 各年度における介護給付等対象サービスの確保方策</p> <p>5 各年度における地域支援事業の確保方策</p> <p>6 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供</p> <p>7 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表</p> <p>8 市町村独自事業に関する事項</p> <p>9 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	第6期基盤整備について
<p><b>第4章 資料編</b></p> <p>・八戸市健康と福祉のまちづくり条例</p> <p>・八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会委員名簿 等</p>	

\* 網かけ部分:基本的記載事項

その他:任意記載事項

# 第 1 章

## 計画の策定について

# 第1章 計画の策定について

## 1 基本理念

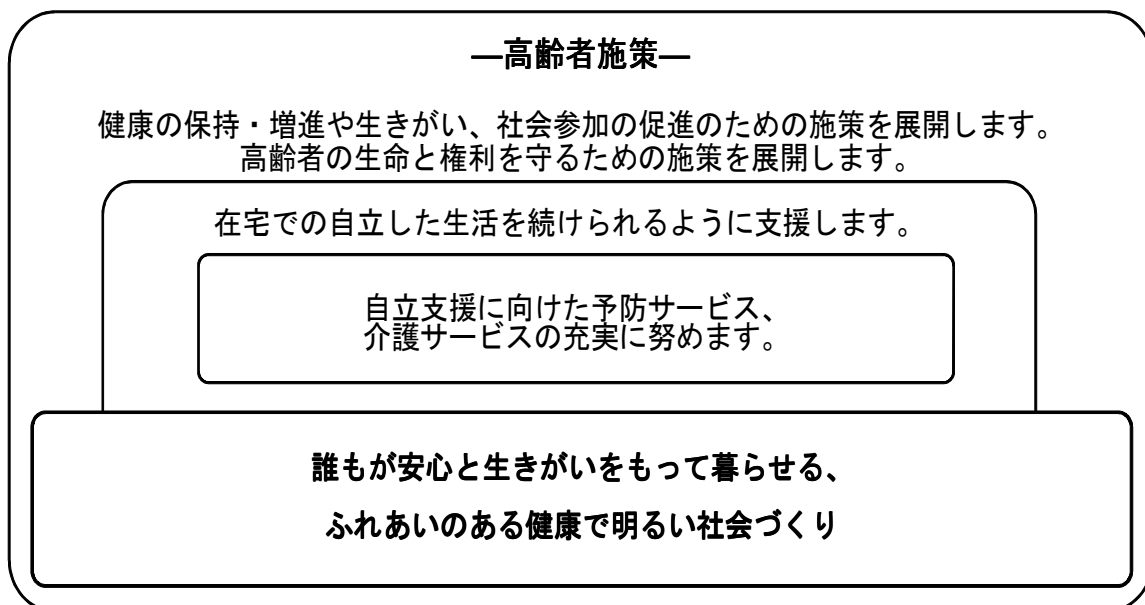
全国的に少子高齢化が進展する中で、2015年(平成27年)には、第1次ベビーブーム世代(団塊の世代)が高齢者となり、さらに2025年(平成37年)には後期高齢者となることから、高齢期もしくは福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えることとなります。

「超高齢社会」の到来の中で、これまで以上に、在宅医療や認知症の高齢者等に対応する多様なサービスの必要性が高まると見込まれます。そして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指していくことが重要です。

また、平成12年4月に創設された介護保険制度は、サービス利用者が年々増加しており、老後の安心を支える仕組みとして着実に定着してきています。一方、制度が定着するに従い、高齢者の増加とも相まって給付費が増え続け、それに伴い、介護保険料も上昇してきていることから、今後この制度をどのように持続させていくかが課題となっています。

このような状況を踏まえ、従来より取り組んできた、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持・向上を図るための「介護予防」を推進すること、健全な保険財政を確立し、制度の持続可能性を確保することを継続しつつ、明るく活力のある高齢社会の構築を目指し、各事業の推進に努めます。

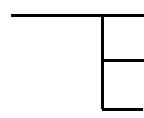
「誰もが安心と生きがいを持って暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」の実現に向け、各種サービスの充実、介護予防対策、社会参加の促進等の施策を総合的に展開していきます。



## 2 政策目標

### ◎介護・高齢者支援の充実

#### (1) 自立支援の強化



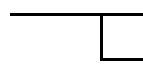
- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②介護予防の推進
- ③高齢者自立支援サービスの充実

地域包括ケアシステムを実現するために、地域包括支援センターの適切な運営を行い、医療と介護の連携や認知症施策等を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるために、健康づくりや介護予防の推進に努めます。

さらに、各種福祉サービスを提供し、事業者などの関係機関と連携しながら、高齢者自立支援サービスの充実を図ります。

#### (2) 介護サービスの充実



- ①地域密着型サービスの充実
- ②サービスの適正化

サービス利用者の見込みや需要等を勘案し、それぞれの生活圏域ごとに、地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備と充実を図ります。

また、介護給付費適正化事業等に積極的に取り組み、適正・適切なサービスの提供体制のチェックを行うことで、介護サービスの質の向上に努め、介護保険制度の充実を図ります。

#### (3) 社会参加の促進



- ①生きがい対策の推進

高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていけるよう、鷗盟大学などの生涯学習プログラムや各種生きがい対策事業の展開を図るとともに、老人クラブ活動への支援を促進します。

### ◎地域福祉の充実

#### (1) 保健・医療・福祉・介護等の連携の推進



- ①関係機関のネットワーク化の推進

高齢者虐待の防止・早期発見に向けた保健・医療・福祉等の関係機関のネットワーク構築や高齢者虐待防止研修会及び出前講座等の開催による市民及び各専門職への普及啓発を行います。

### 3 計画の性格・位置づけ

#### (1) 計画の性格

この計画は、第一次ベビーブーム世代(団塊の世代)が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向け、第5期介護保険事業計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していく性格を持っています。

また、平成37年(2025年)までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとしています。

#### (2) 計画の法的位置づけ

##### ○ 老人福祉計画

八戸市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく行政計画です。

この計画は、全ての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない方に対するサービスをはじめ、その他の関連施策も計画の対象としています。

##### ○ 介護保険事業計画

八戸市介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。第6期計画は、2025年を見据えた中長期的な見通しを提示することとされています。

なお、八戸市高齢者福祉計画と八戸市介護保険事業計画は、整合性を持って作成されることが必要なため、両計画を一体化した一つの計画として策定します。

#### (3) 他計画との関係

前計画に引き続き、「八戸市総合計画」に即して定めるとともに、関連する他の本市の計画と調和を保つものとなっています。

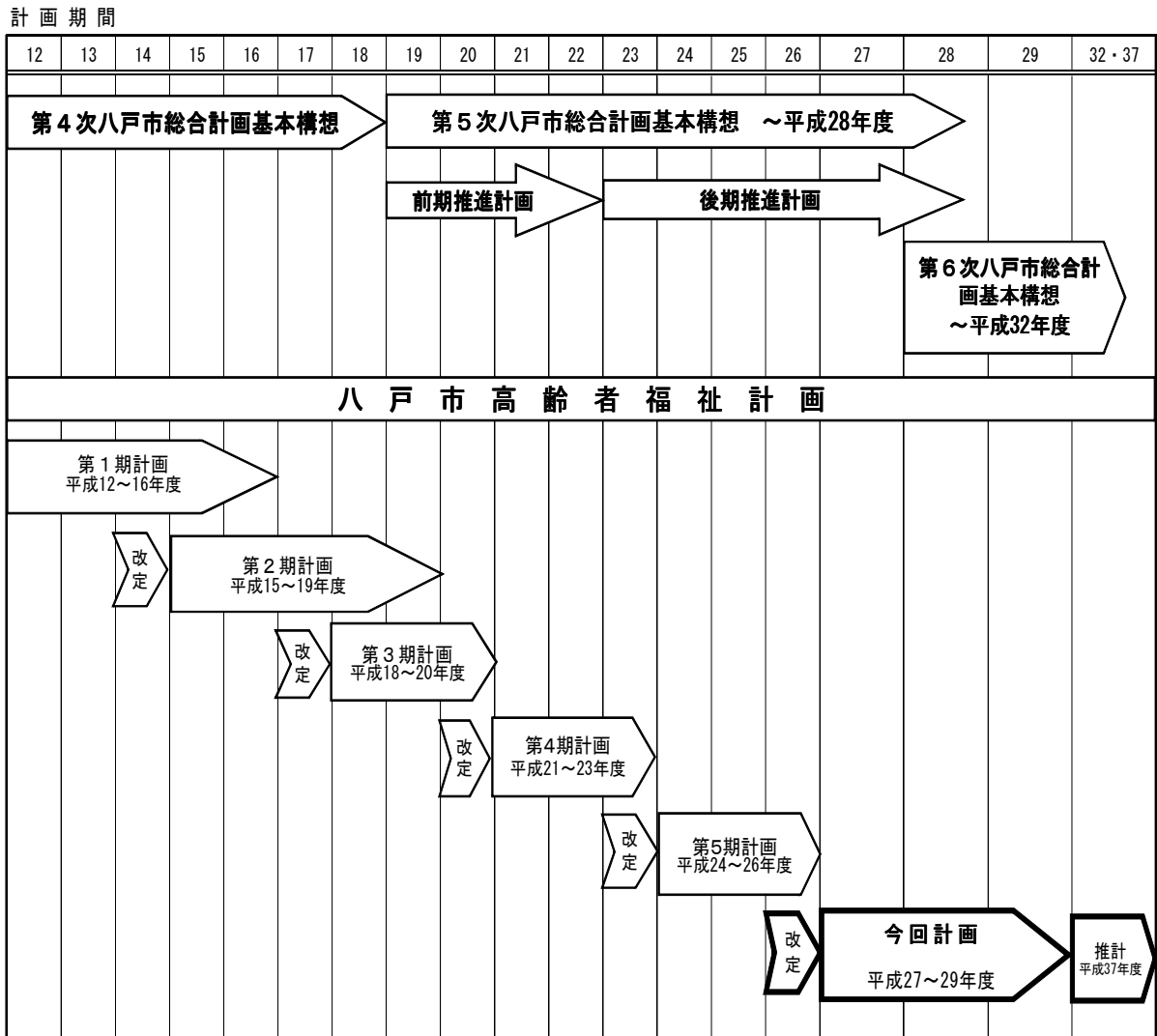
また、青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画等と整合性を有するものとなっています。



(4) 計画期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度まで3年間の計画とし、3年ごとに見直しを行います。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年度）のサービス水準等を推計し、記載することとなっています。



## 4 計画策定のための体制の整備

### (1) 計画の策定体制

18年度までは、学識経験者5名、保健医療関係者5名、福祉関係者6名及び被保険者代表4名、計20名からなる「八戸市介護保険事業計画等策定委員会」を設置しました。

19年度からは、保健、医療、福祉等の連携を図り、健康福祉政策の円滑な推進を図るため設置された「八戸市健康福祉審議会」の部会である「介護・高齢福祉部会」として、計画の点検、評価、策定を行っています。

### (2) 計画策定の経緯

今回の計画(第6期計画)の策定に当たり、「八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会」を 回開催しました。

- 第1期計画 平成10年10月～平成12年2月 10回開催
- 第2期計画 平成12年11月～平成15年2月 13回開催
- 第3期計画 平成15年8月～平成18年2月 12回開催
- 第4期計画 平成18年5月～平成21年2月 12回開催
- 第5期計画 平成21年5月～平成24年2月 16回開催
- 第6期計画 平成24年6月～平成27年 月 回開催

また、第3期計画から創設された地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、「地域密着型サービス運営委員会」を8回開催しました。

さらに、第3期計画から設置された地域包括支援センターの公正・公平性を確保し、関係機関との連携、地域の社会資源の開発・普及を図るため「地域包括支援センター運営協議会」を5回開催しました。

## 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会の内容

回	開催日	会議内容
第1回	平成24年6月27日	(1) 平成24年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について (2) 地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について (3) 地域密着型サービス事業所の指定変更等について (4) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第2回	平成24年8月22日	(1) 平成23年度介護保険事業の概要について
第3回	平成24年10月24日	(1) 地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について
第4回	平成25年1月30日	(1) 平成24年度介護保険給付費等の状況について (2) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第5回	平成25年4月24日	(1) 平成25年度地域密着型サービス事業者募集要綱概要(案)について (2) 平成25年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について (3) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第6回	平成25年6月26日	(1) 分科会委員の指名について (2) 分科会長及び副分科会長の選出について (3) 介護予防支援業務委託事業者の承認について (4) 第5期計画サービス基盤整備に係る募集要綱の概要について
第7回	平成25年8月21日	(1) 平成24年度介護保険事業の概要について (2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (3) 第5期計画サービス基盤整備に係る応募状況について (4) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第8回	平成26年1月15日	(1) 第5期計画サービス基盤整備審査結果について (2) 平成25年度介護保険給付費等の状況について (3) 第6期計画のための市民アンケート調査の実施について (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (5) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第9回	平成26年6月26日	(1) 平成26年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について (2) 第6期八戸市高齢者福祉計画に係る市民アンケート、類似自治体比較について (3) 地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について (5) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第10回	平成26年8月25日	(1) 平成25年度介護保険事業の概要について (2) 第6期介護保険事業計画に係る国の基本方針(案)について (3) 地域密着型サービス事業所の指定更新について
第11回	平成26年10月22日	(1) 第6期計画の日常生活圏域の設定について (2) 第6期計画のサービス基盤整備の方針について (3) 地方分権に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例(案)について (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (5) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第12回	平成26年11月28日	(1) 第6期計画のサービス基盤整備方針及び保険料設定方針について (2) 地域支援事業について (3) 平成27年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (5) 介護予防支援業務委託事業者の承認について
第13回	平成26年12月17日	(1) 第6期計画のサービス基盤整備方針及び保険料設定方針について
第14回	平成27年1月14日	(1) 第6期八戸市高齢者福祉計画について (2) 第6期計画サービス基盤整備について (3) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所指針(案)について (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について
第15回		

## 地域密着型サービス運営委員会の内容

回	開催日	会議内容
第1回	平成24年9月26日	(1) 地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について
第2回	平成24年12月26日	(1) 第5期計画のサービス基盤整備に係る募集要綱の骨子について
第3回	平成25年2月20日	(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (2) 第5期計画のサービス基盤整備に係る募集要綱について
第4回	平成25年10月2日	(1) 第5期計画基盤整備一次審査結果について (2) 第5期計画基盤整備二次審査について
第5回	平成25年12月18日	(1) 二次審査対象法人の応募辞退について (2) 第5期計画基盤整備に係る二次審査
第6回	平成26年1月15日	(1) 第5期計画基盤整備に係る二次審査
第7回	平成26年8月25日	(1) 第5期計画サービス基盤整備の進捗状況について (2) 地域密着型サービス開設予定事業者の事業内容等変更について
第8回	平成26年12月17日	(1) 第5期計画基盤整備の進捗状況について (2) 地域密着型サービス開設予定者の事業内容等変更について

## 地域包括支援センター運営協議会の内容

回	開催日	会議内容
第1回	平成24年7月11日	(1) 平成23年度地域包括支援センター事業報告について (2) 平成24年度地域包括支援センター事業計画について
第2回	平成25年7月9日	(1) 平成24年度地域包括支援センター事業報告について (2) 平成25年度地域包括支援センター事業計画について
第3回	平成26年7月9日	(1) 平成25年度地域包括支援センター事業報告について (2) 平成26年度地域包括支援センター事業計画について
第4回	平成26年8月25日	(1) 地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について (2) 平成27年度八戸市地域包括支援センターの体制整備について
第5回	平成26年11月21日	(1) 平成27年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について

(3) 被保険者の意見の反映

- ① 「八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会」の委員の一部に、一般公募による被保険者の代表を委嘱し、意見等を伺いました。
- ② 介護保険制度の出前講座などの機会をとらえ、高齢者人口の推計や給付実績の伸びの実態を説明し、計画での見込量等に対する理解を求めました。
- ③ 介護保険の第1号被保険者である65歳以上のサービス利用者及び未利用者を対象に、介護保険に関するアンケート調査を実施しました。
- ④ パブリックコメント <実施予定>  
八戸市高齢者福祉計画（案）について、広く意見を募集するためパブリックコメントを実施しました。  
募集期間 平成27年 月 日から平成27年 月 日  
縦覧場所 八戸市ホームページ、市庁本館・別館受付、市政情報コーナー、介護保険課、高齢福祉課、南郷区役所市民生活課、各公民館、各市民サービスセンター

## 5 公表と普及啓発、達成状況の点検評価

(1) 点検機関等の設置

計画の実施状況及び進捗状況を市の広報誌やホームページ等により公表するとともに、市民からの意見を広く聴取できる体制を整備します。また、「八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会」を継続設置し、計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行います。

(2) 主な点検・評価内容

- ・保険給付の状況
- ・地域密着型サービスの整備状況
- ・地域包括支援センターの運営状況
- ・地域支援事業費の状況

### 第3章 施策の取り組み

#### 1 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

##### (1) 在宅医療・介護連携の推進

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県・保健所の支援の下、医師会等と連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

##### (2) 認知症施策の推進

今後も増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスの作成や認知症初期集中支援チームを立ち上げ、早期診断・対応等本人・家族への支援体制を構築します。

##### (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加することから、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に努め、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指します。

##### (4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者の住まいを確保するため、県と連携しながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、養護老人ホームや軽費老人ホームの活用を検討します。

##### ①養護老人ホーム

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な人が入所できる施設です。

現在、市内に 1 か所が整備されており、約 60 人が入所生活をしています。

	平成 26 年度末	平成 29 年度
定員	60 人	60 人
施設数	1 か所	1 か所

## ②ケアハウス

ケアハウスは、60歳以上で身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安のある人で、家族による援助を受けることが困難な人が利用できる施設です。

現在、市内に5か所が整備されています。

	平成 26 年度末	平成 29 年度
定員	170 人	170 人
施設数	5 か所	5 か所

## ③生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上の者で、一人で生活するのに不安があり、生活支援ハウスで一時的に生活したあとで在宅での生活に戻れる者を、短期間(おおむね1か月から3か月)受け入れる施設です。

この施設には生活援助員が配置され、入居者への生活支援機能も持っています。

	平成 27 年度末	平成 29 年度
定員	20 人	20 人
施設数	2 か所	2 か所

## ④有料老人ホーム

有料老人ホームは、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を提供することを目的とする施設です。大別して、介護が必要となったとき、施設内部で介護が受けられる介護付と、外部からの介護サービス導入が必要な住宅型があります。

		平成 26 年度末	平成 29 年度
介護付	定員	129 人	129 人
	施設数	3 か所	3 か所
住宅型	定員	657 人	—
	施設数	17 か所	—

※住宅型有料老人ホームの整備は、県への届出制であるため、目標数を定めていません。

## ⑤サービス付き高齢者住宅

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、「高齢者住まい法」の改正により創設されたバリアフリー構造の住宅です。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

	平成 26 年度末	平成 29 年度
定員	369 人	—
施設数	13 か所	—

※サービス付き高齢者住宅の整備は、県への届出制であるため、目標数を定めていません。

## ◎福祉施設一覧

### ○養護老人ホーム

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年月日
長生園	60	是川字狹森 33	社会福祉法人 八戸市社会福祉事業団	昭和 26 年 8 月 29 日
晴ヶ丘老人ホーム	70	六戸町犬落瀬字堀切沢 59-54	社会福祉法人 楽晴会	昭和 43 年 4 月 1 日
津軽ひかり荘(盲養護)	70	弘前市百沢字小松野 87-175	社会福祉法人 弘前愛成園	昭和 47 年 4 月 1 日

### ○ケアハウス

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年月日
八戸グリーンハイツ	50	白銀町字沢向 13-5	社会福祉法人 白銀会	平成 4 年 10 月 1 日
ケアハウス青い鳥	30	湊高台二丁目 3-10	社会福祉法人 平成会	平成 11 年 3 月 30 日
ケアハウスこなかの	30	小中野八丁目 8-8	社会福祉法人 まほろば	平成 13 年 5 月 1 日
ケアハウス根城エレンシア	30	沢里字古宮 10-11	社会福祉法人 八重福祉会	平成 14 年 7 月 1 日
ケアハウス華物語	30	小中野一丁目 1-14	社会福祉法人 杏林会	平成 14 年 10 月 1 日

### ○生活支援ハウス

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年月日
八戸グリーンハイツ	10	白銀町字沢向 13-1	社会福祉法人 白銀会	平成 13 年 4 月 1 日
アイビス	10	湊高台二丁目 3-3	社会福祉法人 平成会	平成 15 年 1 月 1 日

### ○有料老人ホーム

施設名	区分	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年月日
特定有料老人ホーム クローバース・アネックス	介護付	49	南郷区大字市野沢字山陣屋 36-50	社会福祉法人 信和会	平成 13 年 3 月 20 日
シーガル	介護付	32	湊高台二丁目 3-2	社会福祉法人 平成会	平成 15 年 1 月 6 日
やゑの里	住宅型	20	新井田字丑鞍森 34-27	医療法人社団 豊仁会	平成 13 年 7 月 1 日
いなほ荘	住宅型	60	西白山台一丁目 14-12	株式会社 明倫	平成 11 年 6 月 1 日
妙水苑	住宅型	113	妙字分枝 39-1	医療法人 仁泉会	平成 21 年 6 月 1 日
結の郷	住宅型	50	南郷区大字中野字留長根 3	株式会社 明倫	平成 17 年 12 月 1 日
南部のはなはな	住宅型	35	石手洗字泉筋 17-4	株式会社 ゆとり	平成 18 年 11 月 1 日
ちょうじゃ様の宿	住宅型	33	糠塚字大杉平 6-1	有限会社八戸アール・ビス	平成 19 年 2 月 1 日
すこやかホームゆうゆう	住宅型	35	柏崎一丁目 10-10	医療法人社団 豊仁会	平成 19 年 3 月 23 日
マイライフ	住宅型	40	売市一丁目 2-28	株式会社 東北産業	平成 20 年 3 月 3 日
れんげ荘	住宅型	50	湊高台六丁目 13-6	株式会社 明倫	平成 21 年 1 月 20 日
すみれーな舟見町	住宅型	8	江陽五丁目 7-24	株式会社 すみれーな	平成 21 年 11 月 10 日
クローバース・ピアこうよう	住宅型	52	江陽二丁目 1-32	社会福祉法人 信和会	平成 21 年 11 月 26 日
リラの家	住宅型	32	南郷区大字島守字米野 28-1-3	社会福祉法人 信和会	平成 21 年 11 月 27 日
ほおずき	住宅型	30	是川四丁目 3-3	有限会社 ほおずき	平成 22 年 11 月 11 日
おおひらき	住宅型	50	鮫町字大開 15-2	有限会社 インフィニット	平成 23 年 1 月 21 日



ひなたの家	住宅型	30	売市字観音下2-2	社会福祉法人 みやぎ会	平成24年2月1日
シルバー	住宅型	46	河原木字八太郎山10-444	公益財団法人 シルバーリハビリテーション協会	平成24年7月24日
サンライズ八戸	住宅型	50	長根二丁目14-3	有限会社 サンライズ	平成25年3月15日
江陽五丁目	住宅型	85	江陽五丁目27-21	倉石ハーネス 株式会社	平成25年4月1日
加バース・ピア八戸 「ひまわりの家」	介護付	48	江陽二丁目13-33	社会福祉法人 信和会	平成25年4月1日
加バース・ピア八戸 「ひまわりの家」D棟	住宅型	30	江陽二丁目13-33	社会福祉法人 信和会	平成25年4月1日
根城の郷	住宅型	44	西白山台六丁目9-14	社会福祉法人 道友会	平成25年6月12日

### ○サービス付き高齢者住宅

施設の名称	施設の所在地	登録年月日	住宅戸数	設置主体
サービス付高齢者住宅 悠湯の里	尻内町八百刈46番7	H24.2.1	28	医療法人 青仁会
シニアマンション八戸・多賀台	多賀台一丁目1番7	H24.8.7	14	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ
サージュ塩入	新井田字木戸場19番1	H24.8.28	34	株式会社 ピュアハート
シルバーピュア八戸	田向土岡河原1番	H24.9.7	32	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ
マザーパレス八戸沼館	沼館一丁目18-48	H24.9.14	15	東北ミサワホーム 株式会社
シニアマンション八戸・田面木	田面木字堤下13番1	H24.12.28	14	特定非営利活動法人 ラ・シャリテ
サービス付き住宅 しもなが	下長三丁目5番3	H25.1.7	30	有限会社 ベース
金吹沢の森	大久保字大山7番	H25.1.7	17	金吹沢の森
サービス付き高齢者向け住宅 サポージュやわた	八幡字下樋田1-4	H25.1.7	40	医療法人 メディカルフロンティア
サービス付き高齢者向け住宅 八戸柏崎	柏崎1丁目	H25.2.25	35	株式会社 西町
サービス付き高齢者向け住宅 カームライフ サン・スマイル	売市2丁目3番15号	H25.9.19	40	社会福祉法人 福生会
有料老人ホーム ベル メゾンK	石堂1丁目27番25号	H25.11.19	30	有限会社 ファンクショナルアーツ
ファインスカイ	西白山台	H25.12.3	40	株式会社 ファイン

## 5 地域支援事業の確保方策

### (1) NPO、ボランティアの活動支援

#### ①コミュニティ活動の促進について

社会経済情勢の変化や高齢社会の進展につれて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。また、高齢者の介護・福祉サービスに対するニーズは多様化しており、これに対応していくには地域特性を活かしたふれあいのあるコミュニティの形成が必要となっています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続していくためには、公的サービスだけでは不十分であり、NPOやボランティア等の地域活動を促進していくことが重要です。また認知症高齢者の支援には、認知症を正しく理解して、本人やその家族を温かく見守る体制の構築が求められております。

その一環として「八戸市協働のまちづくり基本条例」を制定し、市民活動の促進や地域コミュニティ活動の推進を図っていきます。

今後は、市民・行政・事業者などが一体となった協働のまちづくりを進めるため、関係機関相互及びその内部組織の間の連携を図り、コミュニティ活動を促進していきます。

#### ②高齢者の社会参加の促進について

高齢者像の変化に伴い、高齢者自身の健康の保持・増進や介護予防、さらには自己実現に関する意識も変化してきていることから、生きがいや社会参加の機会として、これら高齢者が自らの経験や能力を活かして参加できる活動に関する必要な支援や指導及び啓発活動が求められています。

このため、「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」に基づいて高齢者の社会参加の促進を図るとともに、NPOやボランティア等の市民団体はもとより、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会等との連携を強化し、ノーマライゼーション理念に基づいた住民主体の各種活動により、高齢者のみならず住民全体が暮らしやすい環境の整備を図り、ふれあいのある元気な地域づくりを目指していきます。

## 6 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

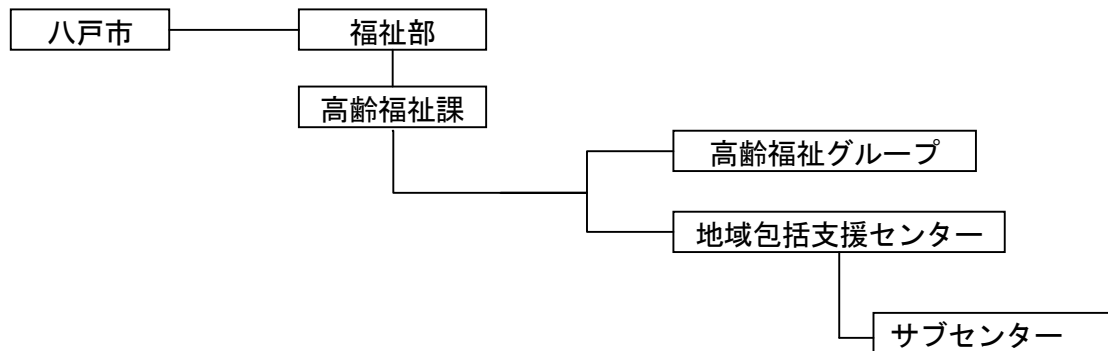
### 1 地域包括支援センター

当市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関として、市直営の地域包括支援センターを1か所設置するとともに、各日常生活圏域にセンターの補完的な役割を担うランチ在宅介護支援センターを設置し、協力体制を保ちながら活動してまいりました。

しかし、支援を必要とする高齢者が増加していることから、地域包括支援センターの機能強化を進めるために、地域包括支援センターの支所となるサブセンターを設置することとしております。

地域包括支援センターの運営については、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、地域支援関係者で構成される地域包括支援センター運営協議会を設置し、事業の公正・中立性の確保及び事業内容等について意見を聴取しています。

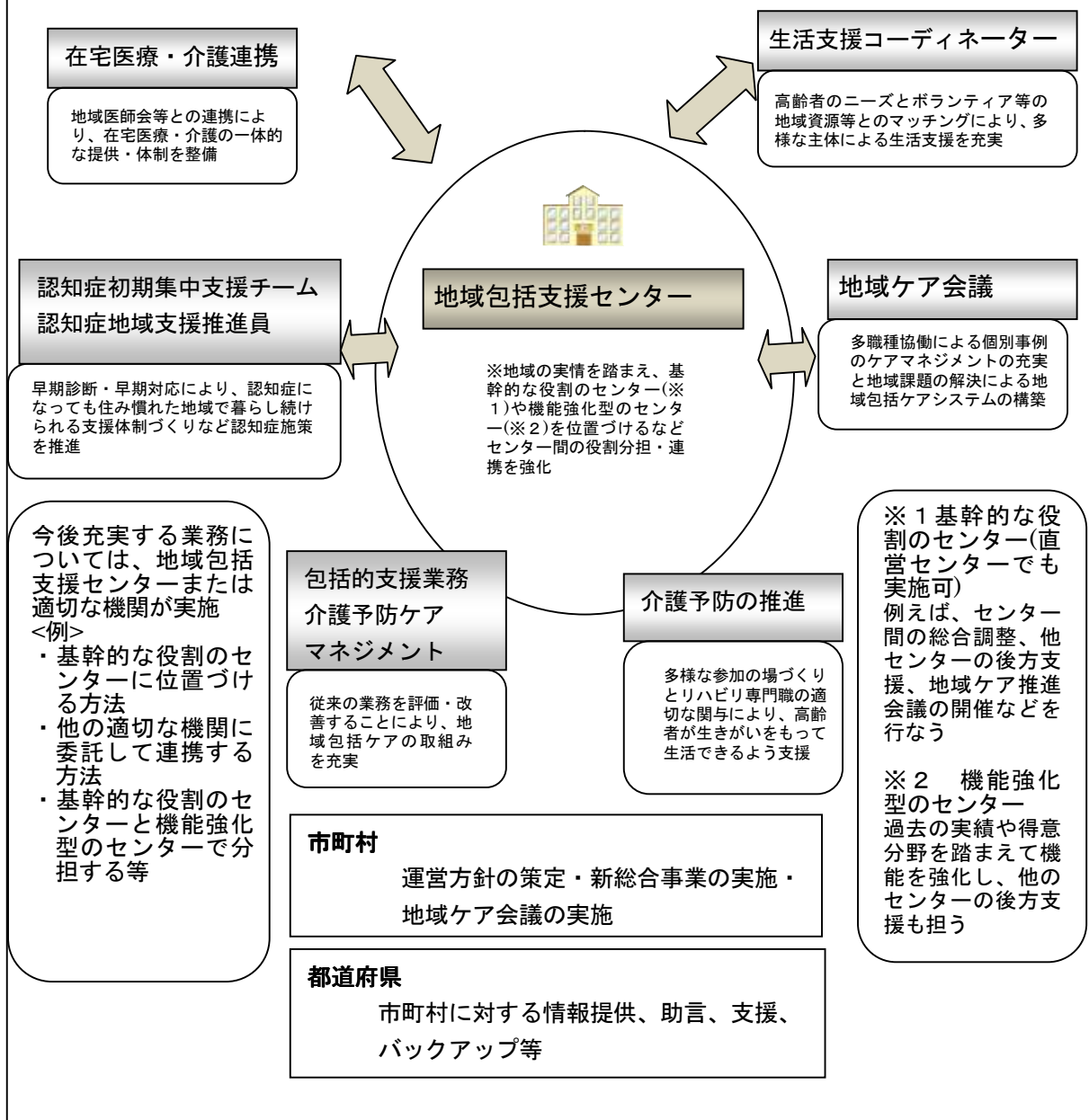
- 1) 設置 八戸市  
2) 組織 福祉部高齢福祉課地域包括支援センター



- 3) 事務室 高齢福祉課  
4) 相談室 市庁別館1階 「地域包括支援センター相談室」  
「地域包括支援センター分室」  
5) 職員配置 センター所長  
保健師  
社会福祉士  
主任介護支援専門員  
介護支援専門員  
事務員  
【非常勤職員】  
介護支援専門員  
看護師  
社会福祉主事  
事務員

## 国から示された地域包括支援センターの概念図

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は、運営方針を明確にし、業務の委託に関しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCA サイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組みに関する情報公表を行なう。



※出典：厚生労働省老健局「平成26年7月28日全国介護保険担当課長会議資料」より

## 7 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、国のガイドラインに基づく介護サービス情報公表システムを活用して、積極的に情報を公表していきます。

## 8 市独自の在宅福祉サービス

### (1) 生きがい対策事業

#### ① 鷗盟大学運営事業

生涯学習の理念の下に鷗盟大学を開設し、高齢者の学習活動を推進することにより老後の生きがいの増進を図っています。現在は、生活福祉科と園芸科の2科で2年間にわたって学習の機会を提供しており、今後も高齢者の生涯学習を支援します。

#### ② 社会奉仕活動促進事業

高齢者の社会参加を促進し、生きがいと健康増進を図るため、社会奉仕活動等を促進しています。現在は八戸市老人クラブ連合会に委託して、社会奉仕活動・寿作品展・菊づくり等の活動を実施しており、今後も高齢者の生きがいと健康づくりに資するよう、実施内容の充実等も検討しながら、体制の整備を図ります。

#### ③ 地区敬老会助成事業

地区民生委員児童委員協議会が開催する敬老会に対し補助金を交付し、75歳以上の高齢者の長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、敬老会の活動を支援します。

#### ④ 敬老祝金支給事業

長寿の高齢者に対して敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらいます。

#### ⑤ 生きがい活動支援通所事業(デイサービス)

援護を必要とする在宅の高齢者が自立した生活ができるよう、通所による日常動作訓練や趣味活動等の各種サービスを提供し、心身機能の維持、回復を図っています。

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

#### ⑥ 高齢者バス特別乗車証及びバス回数券の交付事業

70歳以上の高齢者に対し、市営バス・南部バスの市内路線に乗車できる特別乗車証を交付しています。また、市営バス・南部バスが運行していない地域については、バス路線接続までの民間バス回数券を交付しています。

#### ⑦ はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費助成事業

高齢者の健康増進を図るため、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の一部を助成しています。対象者は70歳以上の高齢者と65歳以上の心身障がい者となっており、1回800円の助成券を年間9枚交付しています。

⑧老人クラブ育成事業

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織です。健康活動、友愛活動、奉仕活動の全国三大運動をはじめとして、多岐にわたる活動を実施しながら、地域社会において大きな役割を担っています。本市では、さらに単位老人クラブが結集し、明るく住みよい地域づくりに貢献するとともに、地域住民の信頼と期待に応えるため八戸市老人クラブ連合会を結成しており、種々の活動を展開しています。

老人クラブ並びに老人クラブ連合会が実施する各種事業に対して助成を行い、高齢者の社会参加の推進を図ります。

⑨高齢者趣味の教室運営事業（陶芸、組紐）

高齢者が趣味活動に参加することによって、生きがいの増進を図っています。

⑩老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に提供する施設です。

本市においては、昭和 55 年に老人福祉センター馬淵荘を開設して以来、いこいの場、健康づくり・仲間づくりの場として、地域住民に利用されています。

また、介護予防という観点からも、健康教室や教養講座などの、生きがいと健康づくり推進事業を展開する拠点施設として運営されています。

施設名	所在地	指定管理者	開設年月日
馬淵荘	尻内町字尻内河原 61	東北医療福祉事業協同組合	昭和 55 年 5 月 1 日
南郷	南郷区大字島守字阿庄内 15-2	八戸市社会福祉協議会	平成 6 年 4 月 1 日

⑪老人いこいの家運営事業

老人いこいの家は、家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加の一環として、60 歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与する施設です。現在、市内に 5 か所が整備されています。

施設名	所在地	指定管理者	開設年月日
臥牛荘	新井田字八森平 7-1	東北医療福祉事業協同組合	昭和 52 年 4 月 1 日
青山荘	類家二丁目 7-40	東北医療福祉事業協同組合	昭和 57 年 2 月 1 日
諏訪荘	諏訪一丁目 15-4	東北医療福祉事業協同組合	平成 4 年 4 月 24 日
うみねこ荘	白銀町字砂森 47-1	東北医療福祉事業協同組合	平成 5 年 5 月 1 日
海浜荘	市川町字浜 2-35	東北医療福祉事業協同組合	平成 6 年 4 月 26 日

## (2) 生活支援事業

### ①老人福祉電話設置事業

現に電話を保有していない低所得の一人暮らし高齢者に電話を貸与し、コミュニケーション手段を確保することにより、緊急事態時の不安・社会的孤立感の解消を図ります。

### ②緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの高齢者又は重度身体障がい者に緊急通報装置を貸与しています。

ア) 対象者 原則として所得税非課税で、おおむね 65 歳以上の健康に不安のある一人暮らしの高齢者及び一人暮らしの重度身体障がい者

イ) 実施方法 事業者に委託

### ③軽度生活援助事業

援助を必要とする高齢者がいる家庭にホームヘルパーが、週 1～2 回、1 回当たり 1～1.5 時間程度訪問し、簡単な日常生活の援助を行っています。

※平成 29 年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

### ④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者世帯の方で、心身の障がいや傷病等のため、寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具一式（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒のサービスを提供します。

### ⑤日常生活用具給付等事業

援助を必要とする高齢者がより快適な生活を送れるよう、介護保険の給付品目でない日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）を給付しています。

(2)

**第6期計画サービス基盤整備について**



## サービス基盤整備（案）について

区分	第5回部会	整備の考え方
	新設・増床	
介護老人福祉施設	29床 [短期入所生活介護10床併設]	介護老人福祉施設を1か所整備し、特養待機者29人の解消を図る。 また、短期入所生活介護10床を併設
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	19床 (18床+1床)	認知症対応型共同生活介護を2ユニット18床整備し、また、定員基準の上限に満たない事業所から定員増の要望があった1床分の増床により、今後増加が見込まれる認知症高齢者等に対応するとともに、入居待機者の解消にもつながる。
認知症対応型通所介護	22人 (12人+10人)	認知症対応型通所介護を12人分整備し、また、定員基準の上限に満たない事業所からの定員増の要望により5事業所各2人ずつ増員し、今後増加が見込まれる認知症高齢者等に対応する。
短期入所生活介護（ショートステイ）	20床 (10床×2か所)	短期入所生活介護を20床新設し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、短期間の入所によって利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うことにより、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担い、高齢者がより住み慣れた地域で生活を送れるようにする。
複合型サービスまたは小規模多機能型居宅介護	2か所	訪問・通い・宿泊を組み合わせた小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護も提供し、医療ニーズの高い高齢者にも対応できる複合型サービスにより、高齢者がより住み慣れた地域で生活を送れるようにする。
サービス基盤整備の場合の保険料上昇額（目安）	38円	

上記サービス基盤整備（案）に基づくサービス利用可能人数

- 施設系サービス（介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護） 48人  
 ○在宅サービス（認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスまたは小規模多機能型居宅介護） 132人

（参考）

各サービスごとの定員1人（1事業所）あたり保険料影響額（1年分）

サービス種類	定員1人あたり	例	
		定員	保険料影響額
(地域密着型)介護老人福祉施設	0.3円	定員29人	9円
認知症対応型共同生活介護	0.3円	定員9人（1ユニット）	3円
認知症対応型通所介護	0.1円	定員12人	1円
短期入所生活介護	0.1円	定員10人	1円
小規模多機能型居宅介護	0.2円	1事業所（25人の登録定員）	5円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.2円	1事業所（15人程度）	3円
複合型サービス	0.3円	1事業所（25人の登録定員）	7円

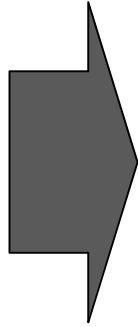
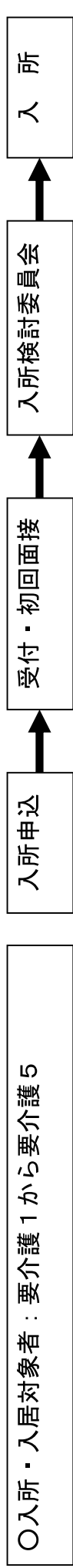
(3)

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設  
入所指針（案）について

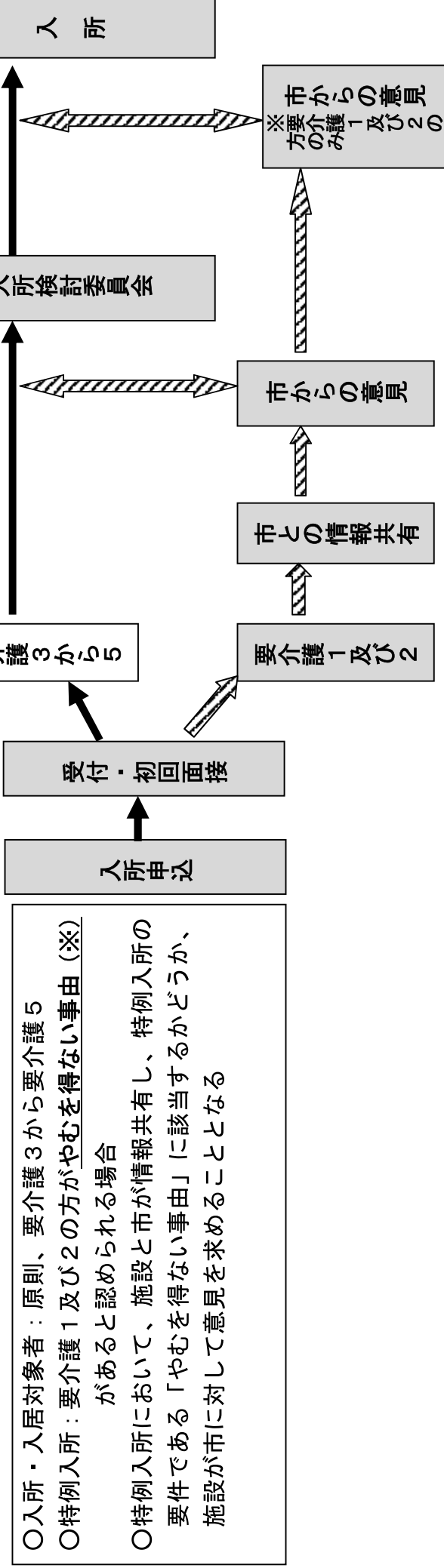
### (3) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所指針（案）について

- 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所について

#### <現行> <入所までの流れ>



#### <平成27年4月1日以降>



○入所・入居対象者：原則、要介護3から要介護5  
 ○特例入所：要介護1及び2の方がやむを得ない事由（※）がある場合と認められる場合  
 ○特例入所において、施設と市が情報共有し、特例入所の要件である「やむを得ない事由」に該当するかどうか、施設が市に対して意見を求めることとなる

- ※やむを得ない事由：①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること  
 ②知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること  
 ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること  
 ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

- 当該指針には、透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこととなる。
  - ①入所判定対象者の選定について
  - ②施設が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準
  - ③施設が当該指針の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き
  - ④その他・・・(例) 老人福祉法第11条第1項第2項に定める措置委託の場合の取扱い

○ 指針（案）のポイント



- ②入所判定対象者の選定方法、入所の必要性の高さを判断する基準について  
青森県介護老人福祉施設入所指針に準拠して作成・・・別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」  
別紙3「入所申込者評価基準」

県指針との相違点・・・①入所待機者について、待機年数に応じて配点した。

②施設入所の判断の主体は施設であることから、施設の裁量で決める点数の枠を設けた。

※別紙1及び別紙3について、事前に市内及び周辺市町村の施設（計16施設）へアンケートを実施した結果、全ての施設から活用してよ  
いとの返答があった。

○ 今後のスケジュールについて

1月14日	介護・高齢福祉部会（本日）	指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所指針（案）について
1月末まで		指針（案）についての意見・質問の受付 →意見等を踏まえ、指針（案）の修正
2月12日	介護・高齢福祉部会	指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所指針（案）について

※指針（案）に御意見・御質問がありましたら、1月30日（金）までに事務局へお知らせ下さい。

## 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所指針（案）

### 1 目的

この指針は、指定介護老人施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所・入居（以下「入所」という。）に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することとする。

### 2 入所対象者

入所対象者は、原則要介護3から要介護5と認定された者。

### 3 特例的な施設への入所対象者

(1) 特例的な施設への入所対象者とは、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と市との情報の共有等を行うこと。

① 施設は、入所申込者に対し、別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」の提出を求める。

② 施設は、別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」により、市へ報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

③ ②の求めを受けた場合において、市は別紙2「特例入所に対する意見書」により、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

④ 入所を決定する際の手続として設置する入所に関する検討のための委員会（以

下「検討委員会」という。)においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて市に意見を求めることができる。

#### 4 入所の申込み

##### (1) 申込方法

入所の申込みは、施設入所申込書に被保険者証の写し及び介護支援専門員等が作成する別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」を添えて申込みこととする。

また、申込者は別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」の記載事項に変更があった場合は、変更状況について報告しなければならない。この場合、変更事項について介護支援専門員等の意見書を添えるものとする。

なお、申込者が死亡又は他施設入所等により、入所申込みを辞退する場合には、申込者又は家族は速やかに施設へその旨を報告しなければならない。

##### (2) 受付簿の管理

施設は受付簿を作成し、施設入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

#### 5 入所検討委員会

(1) 施設入所の決定に係る事務を処理するために、検討委員会を設置する。

(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成する。また、検討委員会には、施設職員以外の第三者の参加を求めることが望ましい。

(3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として2ヶ月に1回の開催とする。

(4) 検討委員会は、施設入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）の確定を行う。

(5) 検討委員会は、審議内容を記載した議事録を作成し、2年間保存するとともに、県及び市から求められた場合には、これを提出しなければならない。

#### 6 選考者名簿の作成

(1) 施設は、選考者名簿作成方法を、別紙3「入所申込者評価基準」に基づく評価により、上位の者から登載する。

##### (2) 作成時期

施設は、選考者名簿を、検討委員会の開催に合わせてその都度作成する。

#### 7 選考者名簿の確定

検討委員会は、選考者名簿の上位の者について、別紙1「入所申込者評価基準に係る意見書」の特記事項の妥当性等を総合的に勘案し、選考者名簿の順位を確定するものと

する。

なお、選考者名簿の上位の者とする人数については、検討委員会で定める。

## 8 入所者の決定

施設は、確定された選考者名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

## 9 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、別紙3「入所申込者評価基準」及び検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。この場合において、施設長は次回の検討委員会に報告しなければならない。

- ① 災害等により検討委員会を招集することが困難な場合。
- ② 老人福祉法第11条に定める措置委託及び当市が措置委託に準じ入所を依頼した場合。
- ③ 当該施設の入所者であった者が、入院により退所し、再入所する場合。

## 10 その他

### (1) 入所申込者への説明

#### ① 申込時の説明

施設は、申込者又は家族等に対して入所決定方法、4(1)の変更及び辞退の報告等について説明しなければならない。

#### ② 評価結果等の説明

施設は、申込者又は家族等からの求めに応じ、申込者自身に係る別紙3「入所申込者評価基準」に基づく評価結果、選考者名簿の順位、入所決定過程等について説明しなければならない。

### (2) 申込者の調査及び関係機関との連携

施設は、申込者の状況について、原則として1年(4(1)の変更の報告があった者については、当該報告後1年)に1回調査を行うとともに、申込者の担当介護支援専門員等との継続的な連携を図り、常に的確な情報把握に努めるものとする。

この指針は、平成27年 月 日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

<入所指針の留意事項>

1 「4 (1) 申込方法」

- ①入所の申込みにあたっては、4の(1)に記載していない書類について、各施設において必要とする書類の添付を妨げるものではないこと。
- ②介護支援専門員等とは、病院に入院中の者は医療連携室・相談室職員、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所(入院)中の者は施設の介護支援専門員、認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護に入所中の者は、計画作成担当者が考えられる。
- ③介護支援専門員等が作成する意見書の添付が困難な場合は、施設の聞き取り調査によることができる。

2 「5 入所検討委員会」

- ①(2)の施設職員以外の第三者とは、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等が考えられる。
- ②(3)の検討委員会の開催頻度は、原則として2ヶ月に1回とするが、入所者の決定状況と退所者の状況等により、施設の判断にて変更することができる。





## 特例入所に対する意見書(案)

被保険者番号			
(フリガナ) 氏 名			
生 年 月 日			
性 別			
住 所			
要 介 護 度		要介護1	要介護2
入所(申込)施設名			
居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由			
	認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること		
	知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること		
	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること		
	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること		
特例入所(申込)に対する意見		入所(申込)は適当	入所(申込)は不適當
備 考			
確 認 日		確認印	

問合せ先 八戸市介護保険課  
TEL:0178-43-9292(直通)

## 入所申込者評価基準（案）

## 1 介護の必要の程度（要介護度）【30点】

要介護度	5	4	3
評価点	30点	20点	10点

※認知症高齢者の日常生活自立度（ランクⅢ以上）、知的障がい、精神障がいのいずれかにチェックがあり、かつ、認知症や知的障がい、精神障がいに伴う症状や行動障害の有る場合は、10点を加算する（※1）。

## 2 在宅サービスの利用率 【20点】

利用率	70%以上	50%以上 70%未満	50%未満
評価点	20点	15点	10点

※算出方法は、直近3ヶ月分のサービス利用表別表に基づく支給限度基準額とサービス利用額の単位の平均割合により算出する。

※認知症対応型共同生活介護へ入居、介護老人保健施設や病院に入所（入院）し、退居・退所（退院）後も在宅生活が困難と認められる場合は、20点とする。

## 3 介護者の状況【20点】

状 況	評価点
身寄りがいない等介護する者がいない（※2）	20点
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院する等の状況により介護ができない（※3）	17点
介護する者はいるが、要介護状態、病気療養中、障害、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難（※4）	15点
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っている等、十分な介護が困難	10点
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	10点

※虐待（疑）がある場合は、20点とする（※5）。

虐待…身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト（セルフネグレクト含む）

## 4 待機年数【5点】

評価点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
入所申込からの期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満

## 5 身体状況、医療行為、その他特記事項【25点】

施設ごとに、入所申込者が置かれている状況（身体状況・医療行為・その他特記事項等）を勘案し、配点を定めることとする。

注意）要介護1及び2の方の特例入所は、※1～※5に該当する場合等が想定される。

(4)

地域密着型サービス事業所の指定更新について

## 地域密着型サービス事業所の指定更新について

	事業所名 (法人名)	所在地	サービス種別	指定更新日 (有効期間満了日)	更新に伴う新たな有効期間
1	グループホームぬくもり (医療法人社団 豊仁会)	八戸市石堂一丁目14番27号	認知症対応型共同生活介護	平成27年1月8日 (平成27年1月17日)	平成27年1月18日 平成33年1月17日
2	グループホームこもれびの家 (社会福祉法人 信和会)	八戸市南郷区大字島守字 中野沢22番地1	認知症対応型共同生活介護	平成27年1月15日 (平成27年1月30日)	平成27年1月31日 平成33年1月30日
3	グループホームりんごの家 (医療法人 平成会)	八戸市湊高台二丁目6番4号	認知症対応型共同生活介護	平成27年1月15日 (平成27年1月31日)	平成27年2月1日 平成33年1月31日
4	グループホームひかる (社会福祉法人 白銀会)	八戸市白銀五丁目8番地2	認知症対応型共同生活介護	平成27年2月12日 (平成27年2月26日)	平成27年2月27日 平成33年2月26日